

# 雇用時の支援 1

安心して  
雇用できる!



## 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官が訓練および災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業(即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体および自家営業主)に給付金が支払われます。



### 支給要件は?※2

- 1 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
  - 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
  - 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 2 即応予備自衛官が招集訓練及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱をしないこと。
- 3 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。

※1: 申請を受けた月から、支払の対象となります。 ※2: 支給要件を満たさなくなった場合には支給されません。

### 支給要件の確認要領は?

- 1 支給要件を確認するため、申請時において所要の書類を提出していただきます。
  - 雇用保険被保険者証、雇用契約書、雇入通知書、就業規則又は賃金台帳等の写し
  - 休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
- 2 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせていただきます。

# 雇用時の支援 2

企業の社会貢献を  
国が認定!



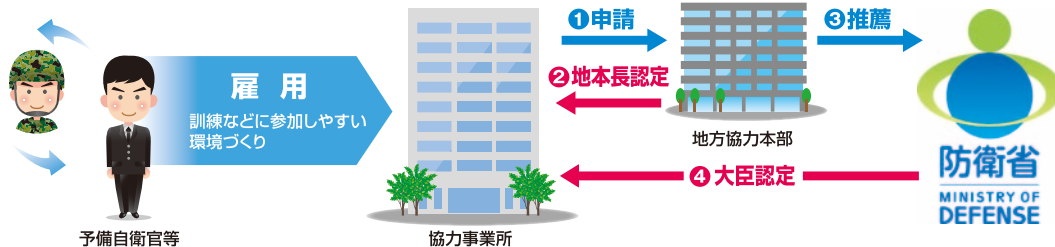
## 予備自衛官等協力事業所表示制度

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

社会貢献による  
企業イメージUP

大臣認定証  
地本長認定証

防衛省HP  
での掲載



### 協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

#### ●地本長認定協力事業所

申請のあった事業所の中から、即応予備自衛官、予備自衛官及び予備自衛官補の人数や継続的な任用、訓練参加への配慮を考慮し、地方協力本部長が認定します。認定は、即応予備自衛官又は予備自衛官が雇用されている事業所(1任期目の予備自衛官が1人のみ雇用されている事業所を除きます)から行います。

#### ●大臣認定協力事業所

地本長認定協力事業所の中から、国の防衛への協力において顕著な実績があると認められる事業所について、地方協力本部長の推薦により、防衛大臣が認定します。

### 認定の有効期間、延長、失効及び取消しについて

#### ●認定の有効期間

予備自衛官等協力事業所の有効期間は、3年となります。有効期間が満了する前に予備自衛官等の雇用状況を確認し、基準を満たしている場合には、有効期間は満了日の翌日から3年延長されます。

#### ●認定の失効

認定の有効期間が延長されなかった場合には、当該認定は有効期間の末尾の翌日にその効力を失います。

#### ※有効期間の猶予期間について

有効期間満了前の確認により協力事業所としての基準が満たされていない場合、失効までに1年間の猶予期間を設けています。猶予期間が満了する際に、再度雇用状況等を確認し、予備自衛官等協力事業所としての基準が満たされていた場合には、選って認定が延長されます。

#### ●認定の取消し

虚偽の申請により認定がなされていたときなど予備自衛官等協力事業所として認定することが適当でないと思われるときには、認定を取り消します。